

下原前自治会 会則

目 次

第一章	総 則	1
第二章	会 員	1
第三章	自治会の構成及び班の編制	2
第四章	役 員	2
第五章	役員の辞任・解任	3
第六章	班代表理事及び班長	4
第七章	自治会構成機関	4
第八章	代議員総会	5
第九章	役 員 会	5
第十章	理 事 会	6
第十一章	三 役 会	7
第十二章	役 員 会	7
第十三章	資 産	8
第十四章	会 計	8
第十五章	防犯パトロール	9
第十六章	文書・記録の保管	9
第十七章	退会	9
	関連文書	10

第一章 総 則

第1条 (名称)

本会は、下原前自治会と称する。

第2条 (目的)

本会は、地域住民の親睦を深め、地域社会の発展と福祉の向上を図ることを目的とする。

第3条 (所在地)

本会は自治会館を所有していないため、本会の主たる事務所を自治会長宅に置く。自治会長宅住所は別途定める「役員名簿」にて明示する。

第二章 会 員

第4条 (会員の資格)

本会の会員は

1. 下原前地区に居住する世帯員及び事業を営む者。
2. 自治会に入会届を提出し、入会した者をいう。

第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 本会は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ及びこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）による一切の活動を禁止する。
2. 会員は、自らが反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と一切の関係を有しないことを誓約しなければならない。
3. 会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合、本会はその会員に対して速やかに除名手続きを行うことができる。
4. 本会は、反社会的勢力による不当な要求があった場合、これを断固として拒絶するものとする。

第6条 (会費)

会員は、別途定める「下原前自治会 自治会費規定」に準じ自治会費を納入しなければならない。

第三章 自治会の構成及び班の編成

第7条 (自治会の構成と班の編制)

自治会の円滑なる運営を図るため下記により、ブロック及び班を設ける。

1. 自治会を12個に分割し、ブロックを構成する。
2. ブロックは、複数の班で構成する。
3. 班は、班長を担うことができる世帯の数が10世帯程度を基準とする。
4. ブロック及び班の編制は、第八章代議員総会第24条（総会の議決）に則り承認される。

第四章 役員

第8条 (役員の種類)

本会には、次の役員を置く。

自治会長	1名
副会長	若干名
(総務、庶務、会計、支会イベント、本会イベント、 防犯・環境整備、青少年育成の各担当を担う)	
会 計	1名
監 事	2名
理 事	
・専任理事	若干名
・班代表理事	各ブロック1名

第9条 (役員を選出)

1. 総会において会員の中から選出する。
2. 役員候補は、会員の推薦（自薦・他薦）により指名される。
3. これまでの自治会活動への貢献度を選考に考慮する。
4. 第八章代議員総会第24条（総会の議決）に則り承認される。

第10条 (役員の任務)

別途定める「下原前自治会 役員規程」に準ずる。

第11条 (顧問及び相談役)

1. 本会には、必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、会長の推薦に基づき、総会の承認を得て選任する。
3. 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 顧問及び相談役は、以下の職務を行う。
 - ・ 本会の運営に関する助言を行う。
 - ・ 会長及び役員に対して専門的な知見を提供する。
 - ・ 本会の重要事項に関する協議に参加する。
5. 顧問及び相談役は、本会の役員とは異なり、議決権を有しない。

第12条 (事務局員)

自治会長は役員会の同意を得て事務局員を委嘱することができる。

第13条 (役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、班代表理事および班長については、任期を1年とする。

役員の補欠として就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 役員の辞任・解任

第14条 (自治会長の辞任)

自治会長の辞任は、役員会の承認を得るものとする。

第15条 (役員の解任)

役員で次の行為があったときは、会員は解任の請求ができる。

1. 規程、役員会議の決定に違反したとき。
2. 正当な理由なく任務を怠り自治会の運営に重大な支障を与えると認められたとき。

第16条 (役員解任の手続き)

前条の請求は、次の手続きにより成立する。

- ・ 会員（世帯主）の2分の1以上の署名による請求があったとき。
- ・ 役員の3分の1以上の署名による請求があったとき。

第17条 (新役員の選出)

解任請求が成立した場合は、速やかに役員会を開催し、第四章第9条（役員の選出）の定めにより新役員の選出を行い、承認の手続きを行うものとする。

第六章 班代表理事及び班長

第18条 (班代表理事及び班長の選出)

班代表理事は、当該ブロックより選出し、班長は、当該班より選出する。選出方法は、ブロック及び班の自主性を重んじる。ともに、代議員総会の承認を得るものとする。

第19条 (班代表理事の任務)

別途定める「下原前自治会 役員規程」に準ずる。

第20条 (班長の任務)

別途定める「下原前自治会 役員規程」に準ずる。

第七章 自治会構成機関

第21条 (自治会構成機関)

自治会に次の機関を置く。

1. 代議員総会 [決議機関]
2. 班長会 [決議機関]
3. 理事会 [決議機関] 兼 [執行機関]
4. 三役会 [執行機関]
5. 役員会 [執行機関]

第八章 代議員総会

第22条 (代議員総会)

代議員総会(以下総会という)は自治会の最高議決機関であって、毎年一回、年度末に自治会長が招集する。ただし、自治会長及び理事会または会員の過半数の要求があったときは臨時にこれを招集することができる。また、議事録を残すこととする。

第23条 (代議員総会の構成)

代議員は役員及び第7条で定める班の代表(通常、班長)で構成し、議長は出席者の中から総会において選任する。

第24条 (総会の議決) 総会は構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第25条 (総会の付議事項)

総会の付議事項は、次のとおりとする。

- ・前年度の活動報告及び次年度の活動計画の承認
- ・前年度の決算報告及び次年度の予算案の承認
- ・役員を選出及び承認
- ・会則及び規程の変更の承認
- ・その他重要事項の審議及び決定

第九章 班長会

第26条 (班長会)

班長会は、総会に次ぐ議決機関であって、会の運営を円滑に行うために、原則月一回開催する。なお、総会にて議決された閉会月は、その限りではない。

第27条 (班長会の構成)

班長会は第7条で定める班の代表(通常、班長)で構成する。

第28条 (班長会の議決) 班長会は構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)を

もって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第29条 (班長会の付議事項)

班長会の付議事項は、次のとおりとする。

- ・自治会の事業の執行及び予算、決算に係わる事項
- ・総会の招集とそれに付議する事項
- ・その他、必要と認めた事項

第十章 理事会

第30条 (理事会)

理事会は、班長会に次ぐ決議機関であり、かつ各事業の執行機関である。
必要に応じて自治会長が招集する。

第31条 (理事会の構成)

第8条で定める役員で構成する。

第32条 (理事会の議決)

理事会は構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第33条 (理事会の付議事項)

理事会の付議事項は、次のとおりとする。

- ・自治会の事業の執行及び予算、決算に係わる事項
- ・総会の招集とそれに付議する事項
- ・その他、必要と認めた事項

第34条 (執行機関としての責任と任務)

理事会は、総会に対し一切の責任を負う。

- ・総会の決議事項を守り、事業計画を執行する。
- ・総会及び役員会に対して定期的に活動報告を行い、進捗状況や成果を報告する。

第十一章 三役会

第35条 (三役会)

三役会は、理事会に次ぐ執行機関である。

必要に応じて自治会長が招集する。

第36条 (三役会の構成)

自治会長、副会長、会計をもって構成する。

第37条 (執行機関としての責任と任務)

三役会は総会の決議事項を守り、事業計画の遂行を行う。

- ・ 総会及び理事会の決議に基づき、日常業務を遂行し、組織の運営を行う。
- ・ 総会及び理事会に対して定期的に活動報告を行い、進捗状況や成果を報告する。
- ・ 総会及び理事会の決定事項を実行する責任を負う。

第十二章 役員会

第38条 (役員会)

役員会は、三役会に次ぐ執行機関であって、会の運営を円滑に行うために、原則月一回開催する。なお、総会にて議決された閉会月は、その限りではない。

第39条 (役員会の構成)

自治会長、副会長で構成する。

第40条 (役員会の議決) 役員会は構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第41条 (執行機関としての責任と任務)

役員会は総会の決議事項を守り、事業計画の遂行を行う。

- ・ 総会及び理事会の決議に基づき、日常業務を遂行し、組織の運営を行う。

- ・総会、理事会、三役会に対して定期的に活動報告を行い、進捗状況や成果を報告する。
- ・総会、理事会、三役会の決定事項を実行する責任を負う。

第十三章 資 産

第42条 (財産管理)

本会の財産は、会計が管理し、定期的に代議員総会に報告する。

第十四章 会 計

第43条 (会計年度)

自治会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日とする。

第44条 (繰越金)

年度の余剰金は、翌年度に繰り越すものとする。ただし、必要により、一部を積立金とすることができる。原則として、積立金はその目的外で取り崩してはならない。

第45条 (収入)

自治会の収入は、自治会費、深谷市からの自治会振興費、交付金、及び寄付金、雑収入による。ただし、寄付金については、役員会に報告し、その承認を受けなければならない。

第46条 (自治会費納入)

自治会費は、別途定める「下原前自治会 自治会費規定」に準じて班長から自治会に納入する。

第47条 (年度会計監査)

自治会の年度会計決算の報告については、自治会長が監事に依頼して監査を依頼する。その決算報告が正確なることを証明する書類を添えることとする。

第48条 (会計監査報告)

監事は、年度末または、必要に応じて自治会の財務を監査し、その結果を

理事会及び代議員総会に報告し、意見を述べなければならない。

第49条 (特別会計監査)

会員は、10分の1以上の署名により、監査を必要とする事項及び理由を付した書面によって監事に財務調査を要求することができる。

第十五章 防犯パトロール

第50条 (防犯パトロール隊の構成)

自治会の防犯パトロールは、会員の協力により実施する。

第51条 (防犯パトロール結果への対応)

実施結果に特筆すべき点があるときは、防犯パトロール隊員の代表から速やかに自治会長へ報告する。自治会長は、公的機関と連携し、必要な対応を依頼する。

第十六章 文書・記録の保管

第52条 (文書・記録の保管場所)

文書の最新版の原本は、自治会長が保管する。

第53条 (文書・記録の保管期間)

自治会活動に係る文書、記録類の保管期間は3年とする。

第十七章 退会

第52条 (退会)

退会を希望するものは、班長にこれを申し出ることができる。

班長は、退会理由を伺い、これを認めることができる。退会したものがでた場合、班長は、退会世帯の氏名を役員会に報告する。

関連文書

深谷市上柴支会下原前自治会入会届

下原前自治会 自治会費規定

下原前自治会 役員規程

下原前自治会 弔慰、災害見舞規定

付 則

(目的)

下原前自治会会則（昭和54年4月1日施行、平成26年4月1日改定）を全面的に見直し、新たに下原前自治会会則を制定する。

本会則をもって、役員、班編成の見直し、代議員制度の導入を行う。

また、下原前自治会細則については、廃止とする。

(適用開始日)

本規程は、令和8年4月1日から施行する